# 平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令 （平成二十八年政令第三百四十五号）

#### 第一条（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、平成二十九年度から令和二年度までとする。

#### 第二条（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは「十五年」と、「一年」とあるのは「三年」とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月九日政令第四五号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（令和二年二月二七日政令第三四号）

この政令は、公布の日から施行する。